

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (4・1 掲示)	1
告示	
○自動車税に係る証紙代金収納計器取扱人の指定 (税務課) (3・31 掲示)	1
○令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか、くろまぐろ及びぶり) (漁業管理課) (〃)	1
◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 (〃) (4・1 掲示)	2
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (〃) (〃)	4
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (〃) (4・2 掲示)	4
公告	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請(3件) (農業担い手支援課)	4
○県営土地改良事業の計画の変更(緊急耐震工事計画)(2件) (農業基盤課)	5

規 則

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和8年4月1日(掲示済)
 高知県知事 濱田 省司

高知県規則第39号
高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「授与」を「授与等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 所定の課程を修了した者は、専門士(農業専門課程)と称することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第195号の2

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)第73条の3第3項の規定により、自動車税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

令和8年3月31日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第195号の3

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、するめいか、くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。)、くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。)及びぶりに関する令和8管理年度(するめいか及びくろまぐろにあっては令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間を、ぶりにあっては令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和8年3月31日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

- するめいか
現行水準
- くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。)
74.5トン。ただし、
(1) 漁船漁業(養殖用種苗を除く。)にあっては、
ア 令和8年4月1日から同年6月30日までの間は、9.089トン
イ 令和8年7月1日から同年9月30日までの間は、2.533トン
ウ 令和8年10月1日から同年12月31日までの間は、3.949トン
エ 令和9年1月1日から同年3月31日までの間は、15.496

- トン
(2) 漁船漁業(養殖用種苗に限る。)にあっては、令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、5.513トン
- 定置漁業にあっては、
ア 令和8年4月1日から同年6月30日までの間は、8.865トン
イ 令和8年7月1日から同年9月30日までの間は、2.160トン
ウ 令和8年10月1日から同年12月31日までの間は、15.645トン
エ 令和9年1月1日から同年3月31日までの間は、11.250トン
- くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。)
33.3トン。ただし、
(1) 漁船漁業(高知県周辺海域(漁業法(昭和24年法律第267号)第152条第2項に規定する太平洋のうち、北緯25度の線以北、東経130度の線以東及び東経135度の線以西の海域をいう。以下同じ。))以外にあっては、
ア 令和8年4月1日から同年6月30日までの間は、2.854トン
イ 令和8年7月1日から同年9月30日までの間は、0トン
ウ 令和8年10月1日から同年12月31日までの間は、2.854トン
エ 令和9年1月1日から同年3月31日までの間は、5.402トン
- 漁船漁業(高知県周辺海域)にあっては、
ア 令和8年4月1日から同年6月30日までの間は、0.533トン
イ 令和8年7月1日から同年9月30日までの間は、0.570トン
ウ 令和8年10月1日から同年12月31日までの間は、0.495トン
エ 令和9年1月1日から同年3月31日までの間は、0.380トン
- 定置漁業にあっては、
ア 令和8年4月1日から同年6月30日までの間は、16.638トン
イ 令和8年7月1日から同年9月30日までの間は、0.092トン
ウ 令和8年10月1日から同年12月31日までの間は、0.770トン
エ 令和9年1月1日から同年3月31日までの間は、2.712トン
- ぶり
試行水準

高知県告示第215号

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

1の(1)の表中

操業区域4(1)	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域4(2)					
操業区域4(3)					

を

操業区域4	6月1日から7月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	15	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
-------	---------------	---------------------	---------------------------------	----	---------------------------

に改め、1の(3)中

「エ 操業区域4

(ア) 操業区域4(1)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以东及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域4(2)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域4(3)

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

を

「エ 操業区域4

室戸市室戸岬町ビシャゴ渡から真方位154度0分の線以西、宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域、定置漁業権の漁場区域及びその保護区域並びに土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点から磁針方位182度0分の線以西の海域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合2マイル以内の海域を除く。

に改め、3の(1)の表中

かんばち	操業区域8	7月1日か	許可証に記	5トン未満の	0	漁業権区域
------	-------	-------	-------	--------	---	-------

稚魚まき網		ら8月31日まで	載されている推進機関の馬力数	範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数		で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域9	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域10	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
火光利用いわし、あじ等まき網	操業区域11	6月1日から翌年2月末日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者

を

かんばち稚魚まき網	操業区域8	6月1日から7月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	15	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
火光利用いわしあじ等小型まき網	操業区域9	6月1日から翌年2月末日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者

に改め、3の(3)中

「ク 操業区域8

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以东及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

ケ 操業区域9

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合

所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

コ 操業区域10

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

サ 操業区域11

入野漁港内の区域のうち島堤北灯台から真方位305度0分の線及び沖防波堤西端から真方位298度0分の線により囲まれた区域」

を

「ク 操業区域8

室戸市室戸岬町ビシャゴ渡から真方位154度0分の線以西、宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域、定置漁業権の漁場区域及びその保護区域並びに土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点から磁針方位182度0分の線以西の海域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合2マイル以内の海域を除く。

ケ 操業区域9

入野漁港内の区域のうち島堤北灯台から真方位305度0分の線及び沖防波堤西端から真方位298度0分の線により囲まれた区域」

に改め、4の(1)の表中

「

	操業区域10	9月1日から翌年6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
--	--------	-----------------	---------------------	---------------------------------	---	---------------------------

を

「

	操業区域10	9月1日から翌年6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
かんばち稚魚機船船びき網漁業	操業区域11	6月1日から7月31日まで	定めなし	10トン未満	30	高知県内に住所を有する者

に改め、4の(3)中

「コ 操業区域10

土佐清水市布崎と同市下ノ加江丸島とを結ぶ直線以北の下ノ加江湾内の区域」

を

「コ 操業区域10

土佐清水市布崎と同市下ノ加江丸島とを結ぶ直線以北の下ノ加江湾内の区域

サ 操業区域11

室戸市室戸岬町ビシャゴ渡から真方位154度0分の線以西、宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域、定置漁業権の漁場区域及びその保護区域並びに土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点から磁針方位182度0分の線以西の海域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合2マイル以内の海域を除く。」

に改める。

高知県告示第216号

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（高知県周辺海域におけるものに限る。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和8年4月1日から同年6月30日まで）の数量を超えるおそれが著しく大きいと認め、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年4月2日から同年6月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年4月1日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第216号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（高知県周辺海域以外におけるものに限る。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和8年4月1日から同年6月30日まで、同年7月1日から同年9月30日まで及び同年10月1日から同年12月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年4月3日から同年12月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年4月2日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市上末松字田島972番	田	1,904㎡
南国市上末松字田島973番	田	1,615㎡
南国市東崎字興休田499番1	田	991㎡
南国市前浜字長丁1184番1	田	3,068㎡
南国市前浜字高田1471番	田	1,183㎡

南国市前浜字藤緑田1914番1	田	538㎡
南国市前浜字藤緑田1914番2	田	634㎡
南国市前浜字江田1960番1	田	1,152㎡
南国市前浜字江田1961番1	田	602㎡
南国市前浜字江田1962番1	田	611㎡
南国市前浜字江田1963番1	田	1,067㎡
南国市前浜字金田1995番1	田	859㎡
南国市前浜字金田1996番1	田	1,047㎡
南国市前浜字金田1997番1	田	798㎡
南国市前浜字金田2016番1	田	876㎡
南国市前浜字金田2016番3	原野	125㎡
南国市前浜字金田2031番1	田	978㎡
南国市前浜字金田2036番	田	905㎡
南国市前浜字金田2037番	田	952㎡
南国市前浜字金田2045番1	田	654㎡
南国市前浜字金田2045番2	田	218㎡
南国市前浜字金田2079番	田	1,315㎡
南国市前浜字金田2083番	田	1,110㎡
南国市前浜字本吉2270番1	田	874㎡
南国市前浜字山越2613番1	田	1,141㎡
南国市前浜字山越2614番1	田	1,119㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第36条第1項第5号に掲げる農地に該当する。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年6月1日	5年	1,249,150円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限

令和8年4月24日

(2) 意見書の提出先

高知県農業振興部農業担い手支援課

(3) 意見書において明らかにすべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市物部字南中川原216番	田	251㎡

南国市物部字南中川原217番 1	田	988㎡
南国市物部字北ノ池367番	田	1,249㎡
南国市物部字北ノ池368番	田	1,818㎡
南国市物部字北ノ池373番	田	373㎡
南国市物部字北ノ池374番	田	374㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号イに掲げる農地に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年6月1日	3年	80,085円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限

令和8年4月24日

(2) 意見書の提出先

高知県農業振興部農業担い手支援課

(3) 意見書において明らかにすべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
北川村野友字下神田甲989番	田	187㎡
北川村野友字併屋鋪甲988番	田	124㎡
北川村野友字併屋鋪甲985番	田	275㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号イに掲げる農地に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年6月1日	20年	20,000円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限

令和8年4月24日

(2) 意見書の提出先

高知県農業振興部農業担い手支援課

(3) 意見書において明らかにすべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定により、県営土地改良事業（南国市中部2期地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

1 縦覧に供する書類

緊急耐震工事変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年4月10日から同年5月14日まで

3 縦覧場所

南国市役所

高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)

4 その他

この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定により、県営土地改良事業（香南市1期地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
緊急耐震工事変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年4月10日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所
香南市役所
高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)
- 4 その他
この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。